

2021年 6月 26日 理事会決定

日本教育情報学会 研究会委員会規則

(目的)

第1条 教育情報に関する様々な研究を行うことを目的に、研究会委員会（以下、委員会という）を設置する。

(構成)

第2条 委員会に委員長を置き、会長が会員の中から指名する。

2 委員会に副委員長もしくは幹事および委員若干名を置く。副委員長もしくは幹事および委員は、委員長が指名し、運営委員会が承認する。

3 委員長、副委員長、幹事、委員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

(委員会)

第3条 委員長は必要に応じて委員会を招集できる。

(任務)

第4条 研究活動に関する以下の内容を委員会の任務とする。

- (1) 教育情報研究関連の研究会との情報交換及び交流事業に関すること。
- (2) 研究会への指導あるいは活動費の補助に関すること。
- (3) 他の学会の研究会との連携・協力あるいは支援に関すること。
- (4) 共同研究、人物交流等の研究・交流に関すること。
- (5) その他研究会活動に関する必要な事項

(補則)

第5条 委員会の任務の実施に必要な細則等については、委員会で別に定め、運営委員会の承認を得る。

附則

この規則は、2021年 4月 1日から施行する。